

ひまわり訪問看護ステーション運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、ひまわり訪問看護ステーション（以下「事業所」という）における指定訪問看護事業（以下「事業」という）の運営に関して必要な事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図ると共に、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者本位の適切な指定訪問看護の提供を目的とする。

(施設の名称等)

第2条 指定老人訪問看護及び訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次に掲げるところとする。

- ① 名称 ひまわり訪問看護ステーション
- ② 所在地 大阪府堺市堺区今池町3丁3番地16号

(事業の運営の方針)

- 第3条 1 この事業所の実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の回復を図る。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化を防止又は、予防に資するよう療養上の目標を設定し、計画を行う。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
 - 5 事業所は、その目的達成のため、職員の熱意と資質の向上に努めるものとする。
 - 6 前5項のほか「指定居宅サービス等の事業の人員、施設及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 1 事業所に次の職員を置く。

- ① 管理者 1名（常勤職員）
- ② 訪問看護師 3名以上（常勤換算）
- ③ リハビリテーション職員 1名以上（兼務）
- ④ 事務員 1名（兼務）

2 職員の職務は、次のとおりとする。

- ① 管理者は、所属職員を指導監督し、関係機関との連携を図り、設備や物品の衛生管理を行い、緊急時の対応をするなど、適切な事業の運営が行われるよう総括する。
- ② 訪問看護師は、主治の医師の指示による訪問看護計画書に基づき指定訪問看護を担当する。
- ③ リハビリテーション職員は、主治の医師の指示による訪問看護計画書に基づき指定訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。
- ④ 事務員は、カルテ等に基づき保険請求事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 1 事業所の営業日及び営業時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までと、

土曜日は午前 9 時から午前 12 時までの間とする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日までの間は営業を行わないものとする。

- 2 上記営業時間以外の訪問看護については、電話等による 24 時間常時連絡が可能な体制をとり、対応する。

(開始及び終了等)

- 第6条
- 1 指定訪問看護は、利用者またはその家族との契約及び主治医の指示書に基づいて行うものとする。
 - 2 管理者は、定期的に主治の医師に相談して、利用者の身体の状態及び家族、地域支援体制などの意見を総合的に評価し指定訪問看護継続の可否を決定するものとする。
 - 3 管理者は、指定訪問看護終了に際しては、利用者及びその家族に適切な指導を行うと共に、主治の医師との十分な連携に勤めるものとする。

(指定訪問看護の提供方法と内容)

- 第7条
- 1 指定訪問看護の提供は、利用者の心身の機能の回復を図るよう適切に行うために、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況を踏まえて、訪問看護計画を作成し、利用者又は家族への説明を行う。
 - 2 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護を行う。
 - 3 訪問看護報告書を作成し、主治医に報告する。
 - 4 主治の医師及び医療、保健、福祉関係機関との密接な連携のもとに実施する。
 - 5 指定訪問看護の内容は、次に掲げるところによるものとする。
 - ① 主治医の訪問看護指示書に基づく利用者への直接的看護。
ア療養上の世話（基本的看護、疾病による特有な看護及び看護技術指導）
イ診察の補助
 - ② 利用者の家族への介護に関する支援並びに生活の質的向上に関する相談及び助言。
 - ③ 療養上必要な社会資源の利用方法の指導及び関係機関との連携。
 - ④ その他の療養上必要な事項。
 - ⑤ 回数については、サービス提供票に基づき実施する。

(緊急時等における対応方法)

- 第8条
- 1 緊急時の対応方法を、主治医、利用者と確認して訪問看護を開始することとする。
 - 2 訪問看護師等は、指定訪問看護の提供を行っている時に、利用者の病状に急変その他、緊急の事態が生じた時は、直ちに主治の医師に連絡し、主治の医師の指示に基づき必要な措置を講じ、主治医への連絡が困難な場合には、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
 - 3 訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合には、速やかに主治医や管理者に報告しなければならない。

(利用料等)

- 第9条
- 1 指定訪問看護を提供した利用料の額は、厚生大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとして、法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の支払いを受けるものとする。
 - 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。
 - 3 利用料の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

- 4 指定訪問看護の提供開始に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料について、事前に文書で説明したうえで支払いに同意する旨の文書に署名（記名、押印）を受けるとする。

（苦情処理）

- 第10条 1 指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 本事業所は、提供した指定訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 本事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（通常の事業実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域は、堺市堺区・北区（地域別一覧表を別紙添付）と、大阪市住之江区・住吉区とする。

（秘密の保持）

- 第12条 1 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密等を保持する。
- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

（記録設備）

第13条 ステーションは（設備、備品、職員、会計）利用者等に対する指定訪問看護提供に関する諸記録を整備し、訪問看護記録は、訪問看護完了日から2年間保存するものとする。

（委任）

第14条 この規定に定めるもののほか、事業の運営に関して必要な事項は、理事長承認のうえ、管理者が別に定める。

附 則

この規定は、平成12年4月01日から施行する。

この規定は、平成16年4月12日から施行する。

この規定は、平成23年8月01日から施行する。（事務所移転のため）

この規定は、平成30年2月01日から施行する。（通常の事業実施地域の変更）